

平成24年(ワ)第213号 福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川 篤雄 ほか38名

被告 東京電力株式会社

準備書面(1)

(被告が予見すべき対象及び拡大損害についての責任)

2013(平成25)年11月13日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	小	野	寺	利	孝
同	広	田	次	男	
同	清	水		洋	
同	米	倉		勉	
同	笹	山	尚	人	
同	渡	辺	淑	彦	外

目 次

第1	被告が予見すべき対象について.....	3
1	予見可能性についての原告ら及び被告の主張.....	3
	(1) 原告らの主張.....	3
	(2) 被告の主張.....	4
2	被告の主張の誤り.....	4
3	被告の責任に対する今後の主張方針.....	5
	(1) はじめに.....	5
	(2) 設計基準事象に基づく安全確保の考え方.....	5
	(3) シビアアクシデント対策による安全確保の考え方.....	7
	(4) 設計基準事象に基づく安全確保とシビアアクシデント対策の関係.....	9
	(5) 原告らの今後の主張方針.....	10
第2	本件事故による被害拡大についての被告の責任.....	10
1	被告の情報提供義務違反.....	10
2	被害の拡大.....	14

第1 被告が予見すべき対象について

1 予見可能性についての原告ら及び被告の主張

(1) 原告らの主張

ア 原告らは、本件訴訟において、民法 709 条に基づいて（主位的請求）、損害賠償請求をしている。民法 709 条に基づく過失責任として、結果発生の見込み可能性が要件として要求される。

そこで、原告らは、訴状において、「被告は、遅くとも 2002（平成 14）年には、貞観津波と同様の津波が発生する危険性を認識し、2006 年（平成 18）年の段階で、敷地高さを超える津波が来れば、非常用海水ポンプが機能を失うことを認識していた。このような自体に至れば、冷却が不能となり過酷事故が発生し本件のような重大な権利侵害状態が招来することを被告は認識していたことは明らかである。」（訴状 53～54 頁、故意責任）、「被告は、津波が福島第一原発に到来する危険性、及び、それにより全電源が喪失し冷却機能を失って過酷事故に至ることを十分予見できたにもかかわらず、地震・津波対策を怠った。しかも、シビアアクシデント対策も怠っていた。」（訴状 54～55 頁、過失責任）と主張している（同 124 頁）。

イ これは、本件地震及びそれに伴う津波の発生についての予見可能性を主張するものではない。原告らの主張は、福島第一原発において全交流電源喪失をもたらす程度の地震及び津波が発生することについての予見可能性である。

ウ 原告らは、今般、準備書面（2）において、本件事故の事実経過を整理して主張しているが、本件事故の経過によれば、過酷事故が発生した福島第一原発 1 号機ないし 4 号機と過酷事故が起こることなく冷温停止に至った同 5 号機、6 号機及び福島第二原発 1 号機ないし 4 号機の違いは、本件地震にともなう津波によって全交流電源喪失に至ったかどうかによる。

すなわち、全電源喪失に至った致命的な問題は、非常用 DG（非常用ディー

ゼル発電機) 本体の機能喪失ではなく、配電盤が地下1階に設置され、M/C (金属閉鎖配電盤) のすべてと、多くの P/C (パワーセンター) が水没して機能を失ってしまった点にある。このため、仮に外部電源が無事に発電所の開閉所まで送電できていたとしても、全交流電源喪失という状況は生じていたと指摘されている(甲 A4, 43 頁、以上につき、準備書面(2) 37 頁)。

このような本件事故の事実経過に照らせば、本件事故の発生を決定づけたのは、本件地震及びそれに伴って発生した津波により、原子炉が全交流電源喪失に至ったかどうかという点にある。原告らの主張は、被告がこのような事態、すなわち福島第一原発において全交流電源喪失をもたらさう程度の地震及び津波が発生することを予見することができた以上、その結果発生を回避するだけの対策をとるべきだったというものである。

(2) 被告の主張

以上の原告らの主張に対して、被告は、「本件地震は地震本部の『長期評価』によって指摘された地震や佐竹氏らによって分析された貞観地震とは異なり、より広範囲を震源域とし、かつその震源域が広範囲にわたって連動して発生した巨大地震であり、断層のすべり量も過去の大地震とは比較にならないほど大きく、津波の規模、波高も予想を大きく超えるものであり、我が国のどの地震に関する専門機関においてもこのような地震の発生を想定していなかった。」とし、「最新の知見を踏まえても、本件地震の発生以前の時点で、本件原発の所在地において本件地震のような巨大地震及びこれによる巨大津波が発生することを予見することはできなかつたのである。」と主張する(答弁書 28 頁)。

2 被告の主張の誤り

被告は、上記 1 (2) のとおり、本件地震が「広範囲を震源域とし、かつその震源域が広範囲にわたって連動して発生した巨大地震であり、断層のすべり量も過去の大地震とは比較にならないほど大きく、津波の規模、波高も予想を大きく

超えるものであり」、「本件地震の発生以前の時点で、本件原発の所在地において本件地震のような巨大地震及びこれによる巨大津波が発生することを予見することはできなかつたのである。」（答弁書 28 頁、傍点引用者）として、予見可能性を否定する主張を行っている。

しかし、本件事故で問われる予見可能性の対象は、「本件地震のような巨大地震及びこれによる巨大津波が発生すること」自体ではなく、福島第一原発において全交流電源喪失をもたらしうる程度の地震及び津波が発生することについての予見可能性である。本件地震のような「広範囲を震源域とし、かつその震源域が広範囲にわたって連動して発生した巨大地震」やそれに伴う津波が発生することまでを具体的に予見する必要はなく、福島第一原発において全交流電源喪失による炉心溶融及びそれに伴う放射性物質の放出という事故をもたらしうる地震及び津波の予見可能性があれば、その結果回避義務の前提となる予見可能性としては十分なのである。

被告の主張は、本件地震ないし本件地震によって発生した津波自体の予見可能性を問題にしている点において、原告らの主張を正解しないもので誤っている。

3 被告の責任に対する今後の主張方針

(1) はじめに

原子炉に関する安全確保の方策は、「設計基準事象」に基づく安全の確保と「シビアアクシデント対策」による安全の確保の2つの考え方がある。本件事故における被告の故意責任ないし過失責任（結果回避義務違反）においても、この2つの考え方に対応して、結果発生認識、結果回避義務及びその前提となる結果予見可能性が問われることになる。

(2) 設計基準事象に基づく安全確保の考え方

設計基準事象とは、原子炉の設備設計を行う際、その寿命の間にいつでも起こり得ると仮定することが求められる事故等の現象である。ここで予想される

顕著で代表的な設計故障や人的過誤による事故等に対し、それを自動的に検知して安全設備を起動させるように原子炉は設計されなければならない（甲 A8, 佐藤暁「原子力の安全規制のあり方と日本の新安全基準」7頁）。

「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」（安全審査指針）は、炉心や非常用炉心冷却系の安全性について、「運転時の異常な過渡変化」（原子炉施設の寿命期間中に予想される機器の故障、誤作動又は誤操作、及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって生じる原子炉の異常な状態に至る事象）及び「事故」（「運転時の異常な過渡変化」を超える異常な状態であって、発生頻度はまれであるが想定されるもの）を規定し、両者を設計上考慮すべき対象としている。したがって、我が国の原子炉に対する安全規制に引きつけて言えば、設計基準事象には、「運転時の異常な過渡変化」と「事故」が含まれ、別の言い方をすれば、「設計用地震力等の安全審査等に当たって想定した設計の妥当性を評価するための事象」を指すこととなる（甲 A2, 政府事故調中間報告書 367 頁）。

特に、耐震については「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（耐震設計審査指針）が定めており、これを用いた安全審査等が行われている。津波についても、耐震設計審査指針の中で、地震随件事象として規定されている（甲 A2, 政府事故調中間報告書 367 頁）。

2006（平成 18）年に改訂された「新耐震設計審査指針」によれば、原子炉の安全確保の観点から想定すべき基準地震動について、「耐震設計上重要な施設は、敷地周辺の地質・地質構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動による地震力に対して、その安全機能が損なわれることがないように設計されなければならない。さらに、施設は、地震により発生する可能性のある環境への放射

線による影響の観点からなされる耐震設計上の区分ごとに、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられるように設計されなければならない。」と規定する（新耐震設計審査指針の「3. 基本方針」、傍点引用者）。

同指針は、津波に関しても「施設は、地震随件事象について、次に示す事項を十分考慮したうえで設計されなければならない。」とし、地震による崩壊等と並んで、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けおそれがないこと。」とし、津波対策が必須である旨を規定している（同指針「8. 地震随件事象に対する考慮」、傍点引用者）。

上記の傍点を付した「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動による地震力」や「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波」が、設計基準事象に該当するものである。

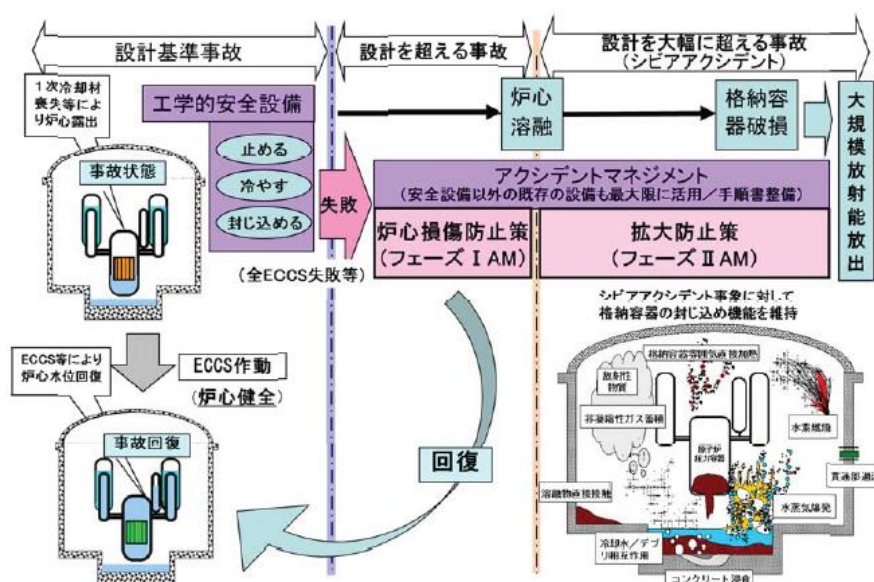
（3）シビアアクシデント対策による安全確保の考え方

これに対して、シビアアクシデントとは、「安全評価において想定している設計基準事象を大幅に超える事象であって、炉心が重大な損傷を受けるような事象」をいう（甲 A2，政府事故調中間報告書 408 頁）。そして、シビアアクシデントに至るおそれのある事態が万一発生したとしても、既存の機能・機器を有効に活用することでシビアアクシデントに至ることを防ぎ、またはシビアアクシデントに拡大した場合にその影響を緩和するためにとられる措置を、アクシデントマネジメントと呼ぶ。

たとえば、1次冷却材の喪失等による炉心露出事故は設計基準事故であり、工学的な安全設備により「止める」「冷やす」「封じ込める」という対策がとられ、具体的には非常用炉心冷却系（ECCS）等により炉心水位を回復し、炉

心の健全状態が保たれる。ところが、これに失敗した場合は、「設計を超える事故」であり、炉心溶融等の炉心損傷（シビアアクシデント）が生じうる。アクシデントマネジメントの第一段階は、この段階における対策としての炉心損傷防止策である。

しかし、炉心溶融を防ぐことができず「設計を大幅に超える事故」、すなわちシビアアクシデントに拡大した場合については、格納容器の破損やそれに伴う大規模な放射能放出といった事態の拡大を防止するために、アクシデントマネジメントの第二段階の対策が求められる（以上につき、甲 A2，政府事故調中間報告書 408～409 頁）。



図VI-7 アクシデントマネジメントの概要
JNES 作成

甲 A2，政府事故調中間報告書 409 頁より

このように、シビアアクシデント対策の考え方は、設計基準事象を超える事象の発生を前提とすることから、そのような事故の発端となる起因事象を特定の事象（設計基準事象）に限定することなく、逆に、炉心損傷等の重大事故（シビアアクシデント）又はシビアアクシデントに発展する可能性のある前駆事象（たとえば、本件事故で発生した全交流電源喪失など）の発生があり得ることを前提として、こうした異常状態又は事故に対する対策を講じようとするもの

である。

耐震について言えば、新耐震設計審査指針では、(2)で述べた設計基準事象を超える事象が起りうるものとして、「3.基本方針」の「解説」において、「(2)『残余のリスク』の存在について」として、以下のように定める。

すなわち、「地震学的見地からは、上記(1)のように策定された地震動を上回る強さの地震動が生起する可能性は否定できない。このことは、耐震設計用の地震動の策定において、『残余のリスク』(策定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事象が発生すること、施設から大量の放射性物質が拡散される事象が発生すること、あるいはそれらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼすこと)のリスクが存在することを意味する。したがって、施設の設計に当たっては、策定された地震動を上回る地震動が生起する可能性に対して適切な考慮を払い、基本設計の段階のみならず、それ以降の段階も含めて、この『残余のリスク』の存在を十分認識しつつ、それを合理的に実行可能な限り小さくするための努力が払われるべきである。」(傍点引用者)。

ここに「策定された地震動を上回る強さの地震動が生起する可能性は否定できない」とされているのは、設計基準事象を超える事象が起こる可能性は否定できないことを示しており、シビアアクシデント対策を要することが記されているのである。

(4) 設計基準事象に基づく安全確保とシビアアクシデント対策の関係

設計基準事象に基づく安全確保と、シビアアクシデント対策による安全の確保の関係について整理すれば、両者は相互に矛盾するものではない。

原子炉の安全の確保のためには、まず第1に安全性の確保に向けて適切な設計基準事象を設定して、その事象を踏まえて想定される「運転時の異常な過渡変化」や「事故」への進展を防止しうる対策を講じる必要がある。

しかし、こうした設計基準事象に基づく対策のみでは、原子炉の安全の確保ができないことが、スリーマイル島原発事故等によって明らかになった。そのため、設計基準事象に基づく安全確保策に付加するものとして、原因事象を必ずしも設計基準事象に限定することなく、逆に、重大な被害をもたらす可能性のあるシビアアクシデントに着目して、設計基準事象から外れる事象が生じて、万が一にも炉心の損傷に至ることは回避し、また、仮に炉心の損傷という事故に至った場合においても、その影響の回避・低減のための施策を用意することが求められるようになったのである。

(5) 原告らの今後の主張方針

今後、以上の設計基準事象に基づく安全確保とシビアアクシデント対策による安全確保という2つの安全確保の方策に対応して、被告に求められる結果回避義務及びその前提となる結果予見可能性をそれぞれ整理して主張する予定である。

なお、本書面の上記1及び2は、設計基準事象に対する対策としての過失(結果回避義務)の前提となる結果予見可能性についての主張であり、シビアアクシデント対策としての過失における予見可能性とは異なるものである。

第2 本件事故による被害拡大についての被告の責任

1 被告の情報提供義務違反

(1) 被告は、原子力災害が発生した場合には、原告らに対し、避難の要否・避難の方法の検討に必要な諸情報を提供する法的義務がある。

原子力発電所の事故によって空気中・水中に拡散される各種放射線は、目に見えず手で触ることもできずその他五感の作用で感得することはできない。しかしながら、高線量の放射線を集中して浴びると人体の修復作用ではもはや対応することはできず、組織を構成している細胞が被ばくし細胞の死を引き起こ

し人体に対して確定的影響を及ぼす。全身で3～5Svの被曝を受けると約半数の人が死亡し、7～10Svでほぼ全員が死亡するといった具合である。この確定的影響にはこのように線量の閾値があるが、閾値線量未満であっても線量に応じて確率的に発生すると考えられる確率的影響が放射線には存在し、この確率的影響については国際放射線防護委員会（ICRP）において線形閾値なし仮説（LNT）が採用されているところである。

しかし、この確定的影響も確率的影響についても、先のとおり、放射線は五感の作用によってはおよそ感得できないため、適切な放射線情報が与えられなければ、原告を含む周辺市民は自己の生命身体の安全を図る手段を持たないことになる。その意味で、ひとたび原子力発電所において放射性物質の放出を伴う事故が起きた場合には、拡散されている放射線の種類やその量の情報提供その他放射線の拡散状況に関する諸情報や避難のためのその他の諸情報が自己の身体的安全を図る上で最低限必要であり、まさに、市民の安全は、被告や国によって収集提供される事故情報に全面的に依存している。まさに、原告ら周辺住民の生命身体に対する安全は、被告や国から提供される事故の内容、大きさ、当時の周辺の気象状況や周辺住民の避難状況などの原発事故を取り巻く諸状況に関する情報に依存している。

同時に、放射線が五感の作用によって感得できないことから、適切な情報が欠如する中では、原告らの不安感も極限まで拡大することとなる。

そのため、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という）第3条では、被告を含む原子力事業者の責務として、「原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。」とされ、これを受けて同法第25条では、「原子力防災管理者（同法第9条により

原子力事業者は事業所ごとに防災管理者を選任することが義務付けられている。)は、その原子力事業所において第10条第1項の政令で定める事象が発生したときは、直ちに、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、当該原子力事業所の原子力防災組織に原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせなければならない。」とされている。

そして、「原子力事業者防災基本計画」は、原子力事業者のモニタリングに関する役割について、原子力事業者は、特定事象発生の通報を確実に行うため、事業所ごとに敷地境界モニタリングポスト、可搬式測定器、排気筒モニタリングポスト等の必要な測定用資機材を整備・維持するとともに、事故発生時には、敷地境界におけるモニタリングを継続し、現地対策本部にモニタリング結果を報告することとされていた。

このように、原子力事業者である被告は、本件事故のような原子力災害が発生した場合、当該事故による放射性物質の飛散状況等に関する正確な情報を早期かつ継続的に収集し、原告らを含む周辺住民に対し、この情報を提供するための措置を取る法的義務があった。

(2) 被告は必要な情報提供を行わなかった

被告の「原子力事業者防災業務計画」は、福島第一原発又は福島第二原発で事故が発生した場合、発電所免震重要棟内の緊急時対策室に設置することとされている緊急時対策本部の保安班がモニタリング活動にあたりとされていた。

さらに、モニタリング機材については、被告は、例えば、福島第一原発において、モニタリングポスト8台、排気筒モニター14台（各排気筒等に2台ずつ）、6台の放水口モニター等を設置するとともに、モニタリングカー1台を保有していた。また、被告においては、各発電所内のモニタリングポストや排気筒モニター等を通じて収集されたデータは、自動的に被告のホームページに掲載されるようになっていた。

しかし、2011（平成23）年3月11日に発生した地震及びその後の津波による全交流電源喪失のため、福島第一原発敷地内に設置されていた8台のモニタリングポスト及び各号機等に接続する14台の排気筒モニターは、全て監視不能となった。こうした事態を受け、福島第一原発においては、敷地内の線量変化を把握することによりプラント状況を推定するため、モニタリングカー1台のみで、福島第一原発敷地内の複数の地点においてモニタリングを行わざるを得なかった。その後、被告は、同月23日になってようやく仮設モニタリングポスト3台を福島第一原発敷地内に設置し、同月25日及び29日をもって使用できなくなっていた既設のモニタリングポスト8台を仮設電源を用いて復旧させ、本件事故から約1か月後の4月9日になってようやく原子力災害が発生した際においても本来なされることが想定されていた自動でのデータ集約及び公表が可能になった。

さらに、被告は、2011（平成23）年3月20日ころ、中性子の計測回数に関する公表データの訂正を契機として、内部調査を行った結果、事故発生直後から実施してきた福島第一原発敷地内におけるモニタリングデータのうち、一定期間のデータの一部が未公表のままであることが判明した。被告は、これらの未公表データを同年5月28日になってようやく公表した。この他にも被告の情報提供義務違反の事実は種々存在するが、その具体的内容については次回以降、追って主張する予定である。

このように、被告は、前述のとおり、地震、津波に対応した電源設備を確保しなかったことから、本来予定された早期かつ正確なモニタリングができず、原告らを含む周辺住民に対し、避難の要否・避難の方法について十分に検討するだけの正確な情報を必要な時に提供しなかったばかりか、すでに得られていた情報を不注意により公開していなかった。

以上より、被告が情報収集・提供義務を怠っていたことは明らかである。

2 被害の拡大

このような、被告による情報提供義務の違反は、原告ら住民に対して一層の被害の拡大をもたらした。福島第一原発の危機的な状況が刻一刻と報道されるなかで、必要な情報が与えられないことにより、原告らの不安、動揺などの精神的被害は極度に高まった。さらには、そのような中での避難行動、被ばくを少しでも回避するための行動においても、適切な判断をするための情報が提供されなかったために、無益な被ばくの増大、線量の一層高い方向への避難など、被害の拡大を甘受させられたのである。この点でも、被告の責任は一層重大である。

以上